
杏雲堂病院 検診センター 「理念」・「基本方針」・「受診者様の権利と責務」

■理念

医学の進歩に寄与し、医業をもって社会に貢献する
(1882年、初代院長 佐々木東洋)

■基本方針

1. 受診者様本位の心温まる健康診断の実践
2. 信頼される精度の高い健康診断の提供
3. 全職員の和でチーム医療を推進

■受診者様の権利と責務

1. 個人としての尊厳をもって健康診断を受ける権利があります。
2. 良質で安全な健康診断を公平かつ平等に受ける権利があります。
3. 健康診断の結果について、十分に理解し納得できるまで説明を受ける権利があります。
4. 十分な情報を得たうえで、自らの意思で健康診断の内容を選択する権利があります。
5. ご自身の健康診断の結果において精査が必要になった場合、当院および他の医療機関を含めて診療を受ける権利があります。
6. プライバシーが保護される権利があります。
7. 自己の健康診断の結果に関する記録の開示を求め、情報を知る権利があります。
8. ご自身の病気に関する情報を出来るだけ正確に医療従事者に伝え、ご自身の健康診断の結果に参加し協力する責任と義務があります。
9. 全ての患者さんが良質で安全な健康診断を等しく受けられる権利を妨げず法規や病院の規則を守り、他に迷惑をかけないように配慮する責任と義務があります。